答 弁 第 三 九 号令和四年八月十五日受領

内閣衆質二〇九第三九号

令和四年八月十五日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議院議長 細 田 博 之殿

衆議院議員長妻昭君提出政府の新型コロナウイルス対策の失政に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

について

まえ、 このように、 化があったことから、 することとした。その後、 八歳以上六十歳未満の者について、 効果は短期間であり、 いては、 記載等を踏まえ、 他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)」と 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における四回目の接種 重症化予防を目的として実施すること、また、その対象者は、 令和四年四月二十七日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における議論を踏 政府としては、 「十八歳以上の者 限定的との科学的知見に特段変わりはない 同月二十二日に開催された同分科会における議論を踏まえ、 同年七月頃から同感染症の新規感染者数が急速に増加するという感染状況の 同感染症の感染状況や科学的知見等を総合的に勘案し、対応してきたところ 「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」 (十八歳以上六十歳未満の者にあっては、 ものの、 (以下「四回目接種」という。) につ 同感染症に係るワクチンの添付文書 兀 回 [目接種 に拡大することとした。 基礎疾患を有するものそ 兀 の対象者のうち、十 回目接種 \mathcal{O} 感染予防 変

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

であり、

今後も適時適切に対応してまいりたい。

御指摘 の事案について、 政府として詳細を把握していないため、 当該事案に関するお尋ねについてお答

えすることは困難である。

型 取 心 本部決定、 り組 新型コ コ 確保のための 口 み、 ナウイルス感染症対策の基本的対処方針」 口 ナウイルス感染症に対応する病床や医療従事者の確保については、 令和四年七月十五 必要な病床等を確保してきたところであり、 取 組 の全体像」 日変更) (令和三年十一月十二日新型コロナウイルス感染症対策本部決定) 等に基づき、 (令和三年十一月十九 各都道府県において、 厚生労働省にお 月新型 いては、 医療提供体 コロナウイルス感染症 「次の感染拡大に向けた安 各都道 制 の強化 府県にお に計 1 Þ て医 画 的に 対 新 療 策

提供体 制 が ひっ迫した状況が生じた際には、 例えば、 東京都及び大阪府が臨 時 O医 療施設を確保するため

者 \mathcal{O} 入院 先 \mathcal{O} 調整に · 1 ては、 各都道府県にお いて、 個別 の患者の症状、 基礎疾患 の有 無 そ \mathcal{O} 時 点 \mathcal{O} 同

必要な支援を行ってきたところである。

また、

同

区感染症

 \mathcal{O}

患

に必要な医療従事者の確保を支援するなど、

感染症 \mathcal{O} 患者 の受入れが可能である病床 の状況等を総合的に勘案して行っており、 同 省にお 1 ては、 都道

府県等に対し、 必要に応じて都道府県域を越えた広域搬送の調整等を行うよう周知しているところである。

政府としては、 お尋ねの「首相官邸に病床調整の司令塔」を設置する方法ではなく、 引き続き、 都道府県

と連携して、必要な病床等の確保等に取り組んでまいりたい。

以降、 のか、 新型 内閣衆質二○八第八○号)でお答えしたとおり、 である」ことから、 は ない お尋ね コ が、 政府の把握するところを、 口 自宅療養中にコロナ感染で死亡した方々」及び「その原因」 ナウイルス感染症に係る医療が提供されなかったことによって死亡したかを判断することが \mathcal{O} 自宅で死亡した新型コロナウイルス感染症の患者については、 「第七波に入った七月以降、 同感染症によって自宅で死亡した同感染症の患者の人数をお答えすることは困難 その原因とともにお示し願いたい」については、 自宅療養中にコロナ感染で死亡した方々は、 「その 死因が明らかでない場合があり、 の意味するところが必ずしも明らか 先の答弁書 「第七波に入った七月 全国で何人おられる (令和四年六月十日 その場合には 困 であ 難 で

号) 八月一 なお、 第十二条第一項の規定に基づく医師の届出があり、 日までの 新型コ 間に、 ロナウイルス感染者等情報把握 感染症 の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律 ・管理支援システムにおいて、 最終的に 「死亡」と入力された事例のうち、 令和 (平成十年法律第 四年七月 日 カ 百十四 5 同 死亡

る。

場所が「自宅」と入力されていたものは、三十一件である。

三について

傾け、 国民 は、 その趣旨については、 う文脈の中で誤解を招くような発言になった」と述べているところである。 いうことは申し上げ続けてまいりました。そのことで、その地域の候補者の方が、しっかりその Þ からご意見を賜りながら、 御指摘 くためには、 同月四 の生活をしっかり守っていくということを基本としております。 そして野党を無視するというようなことはない」と述べたとおり、 の発言は、 日の記者会見において、 何よりも地域の声、あるいは一人一人の国民の声をしっかりと聞くということが 山際国務大臣が政治家個人としての見解を述べたものであると承知している。 令和四年七月五日の記者会見において、同大臣が それを国政に反映させていただきたいと、いってみればそれを強調するとい 木原内閣官房副長官が 「国民の皆様の声を丁寧にお聞きをし、 したがいまして、 「政策を立案して実現、 引き続き、 いずれにしても、 国民の声を丁寧に聞 与野党問 政府として 地域の方 重要だと わず耳を なお、

また、 御指摘の発言について、 松野内閣官房長官から山際国務大臣に対して、 誤解を招くことがないよ

き、

政策に反映させてまいる所存である。

う、慎重を期するように注意したところであり、これを受けて、同大臣は、誤解を招くことがないように

慎重を期し、丁寧に発信していく旨を発言している。